

## 事例 ①

### 「上司とのトラブルがあった」ことにより、「うつ病エピソード」を発病したとして認定された事例

Aさんは、総合衣料販売店に営業職として勤務していたところ、係長に昇格し、主に新規顧客の開拓等に従事することとなった。係長昇格以降、上司からAさんに対し、業務指導の範囲を超えた人格や人間性を否定するような感情的な叱責等があったことに加え、営業以外の業務も同時並行に行うなど、会社から特段の支援もないまま1月当たりの時間外労働時間数は80～120時間で推移した。

係長に昇格してから3か月後、抑うつ気分、睡眠障害等の症状が生じ、精神科を受診したところ「うつ病エピソード」と診断された。

本件は、以下のことから、労災認定されました。

- ① ICD-10に照らして、「F32 うつ病エピソード」を発病していることが認められる。
- ② 上司からAさんに対し、人格や人間性を否定するような業務指導の範囲を逸脱した感情的な叱責等があったことは、(従前の)判断指針の「上司とのトラブルがあった」に該当し、出来事の心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。
- ③ 出来事後の状況については、上司からの業務指導の範囲を超えた感情的な叱責等が継続して行われたこと、担当業務が他の課員よりも量的・内容的に過大な業務であったこと、長時間にわたる時間外労働時間が認められ、その間会社からの支援・協力が見られなかったことから、「特に過重」と評価される。
- ④ ②及び③より、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断される。
- ⑤ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。

※ 本事例については、現行の判断指針では具体的出来事である「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(心理的負荷の強度Ⅲ)に該当し、心理的負荷の強度の評価等を行うこととなります。

